

アイ・ティ・リアライズ株式会社との契約内容について

株式会社福邦銀行（以下、「当行」と言う。）は、2018年6月に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」とそれに係る政府令等に基づき、アイ・ティ・リアライズ株式会社（以下、「事業者」と言う。）との契約内容の一部を公表いたします。

1. お客さまに生じた損害賠償責任の分担について

- (1) API 接続により事業者から提供されるサービスに関して、不正アクセス等による情報漏えいに関する損害がお客さまに生じた場合、事業者はお客さまに対して事業者が提供するサービスの利用規約に従い、損害を賠償又は補償するものとします。所定の要件を満たす場合には当行が、お客さまに対し、一定期間内に発生した損害を賠償又は補償します。ただし、お客さまに過失が認められる場合等にはこの限りではありません。
- (2) 事業者がお客さまに損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が当行の責めに帰すべき事由によるものである場合、事業者は当該損害で支払うことになる損害の全部または一部を当行に求償できる場合があります。当行がお客さまに損害を賠償又は補償した場合において、当該損害が事業者の責めに帰すべき事由によるものである場合、当行は当該損害で支払うことになる損害の全部または一部を事業者に求償できる場合があります。
- (3) 当該損害が、当行又は事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由により生じた場合、又はいずれの責めにも帰すべき事由により生じたか明らかでない場合は、当行及び事業者は、当該損害にかかる負担について、誠実に協議を行います。

2. 事業者が取得したお客さまに関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置ならびに当行が行うことができる措置について

- (1) 事業者は、お客さまに関する利用者情報（事業者においてこれを加工した情報を含む。）を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し、かつ事業者が提供するサービスの利用規約に従って取り扱うものとします。
- (2) 事業者は、コンピュータウイルスへの感染防止、第三者によるハッキング、改ざん又はその他のネットワークへの不正アクセス又は情報漏えい等を防止するために必要な安全対策を、事業者の費用と責任において行うものとします。
- (3) 当行は、事業者の情報セキュリティに関連した適格性に懸念があると合理的な事由により判断した場合には、事業者に改善を求めることができるものとし、合理的な期間内に改善が十分でないとき客観的かつ合理的な事由により判断するとき、事業者のアクセス権限の制限、停止、取消を行うことがあります。
- (4) 事業者は、当行の承諾を得て連鎖接続を行うことができるものとします。連鎖接続を行う場合には、その内容、範囲、権利義務関係等について当行と事業者が誠実に協議

し、その内容を決定します。

※「連鎖接続」とは、本サービスを通じて取得した情報の全部又は一部をお客さまに伝達することを目的として連鎖接続先に提供し、又はお客さまの指図（当該指図の内容のみを含みます。）を連鎖接続先から受領して本サービスを通じて当行に伝達することです。

※「連鎖接続先」とは、銀行法施行規則第 34 条の 64 の 9 第 3 項に規定される電子決済等代行業再委託者のことです。